

～アフィリエイト広告の信用毀損行為に関する事件～

日本商標判例紹介 (19)

2022年9月20日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

手軽なインターネットビジネスとしてアフィリエイト広告が知られているが、往々にして他人の営業上の信用を毀損する場合があります。手軽なビジネスとは言い難い。

本稿では、アフィリエイト広告の信用毀損行為の該非を争った事案を紹介する。

2 信用毀損行為とは

信用毀損行為とは、競合企業を貶める目的で虚偽事実や流布する行為であり、不正競争防止法2条1項21号では、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する不正競争行為として禁止している。

例えば米国発の二大炭酸飲料の一のメーカーが他のメーカーと比較して「どっちが美味しいのか？」と問い掛けた比較広告等が該当する。

3 本事案について

3.1 当事者

以下の当事者がアフィリエイトサイトでの信用毀損行為の該非を争った。

原告：X社（「NEXT Mobile」のブランド名を通じてモバイルWi-Fiルータ端末及び同端末を用いたインターネット接続サービスを提供する株式会社）

被告：Y氏（アフィリエイトサイトを運営する個人）

3.2 アフィリエイトサイト

アフィリエイトサイト（以下「本件サイト」という）では「初めてでも大丈夫！WiMAX超比較」や「騙されるな！！…WiMAX超比較」の見出しに続き、「WiMAXはプロバイダや比較サイトが数多くあり、…選ぶのは大変ですよ…。」と記載され、続いて「WiMAXを比べた時に重要なのは『実質の総額料金』と『最新機種の有無』です…。」と記載され、以下に示すランキング表が掲載されている。当該ランキング表では、原告商品の支払総額が1位のとくとくBBの支払総額より5万円程高く紹介され、且つ新機種W06の有無の欄に「-」の記号が記されている。

| ギガ放題 プラン | 3年総支払額 | 実質月額料 金 | 差額 | 新機種 W06 の有無 |
|--|----------|------------|---------|-------------------|
|  キャッシュバック | 123,060円 | 3,418円 | - | ○ |
|  月額割引 | 125,660円 | 3,490円 | 2,600円 | ○ |
|  WiMAX 2+ | 129,310円 | 3,591円 | 6,250円 | ○ |
|  WiMAX | 131,626円 | 3,656円 | 8,566円 | ○ |
|  | 135,241円 | 3,756円 | 12,181円 | ○ |
|  WiMAX | 135,668円 | 3,768円 | 12,608円 | ○ |
|  | 148,656円 | 4,129円 | 25,596円 | ○ |
|  WiMAX | 159,312円 | 4,425円 | 36,252円 | ○ |
|  NEXT mobile | 173,220円 | 4,811円 | 50,160円 | - |

また上記のランキング表に続き、各商品の詳細情報が紹介され、原告商品の詳細情報では「…WiMAX端末に比べ超コンパクト…、LTE回線を使用しているの（ママ）通信なのでWiMAXのような繋がりにくさがなく、ノンストレスの快適ネット通信。その反面キャンペーン魅力は他社より劣る。」と紹介されている。

また各商品の詳細情報の近傍に「公式サイトはこちら」のボタンが設けられ、当該ボタン夫々にアフィリエイトリンクが設定され、閲覧者がリンク先の公式サイトを通じて契約した場合に一定の報酬が被告に支給される構成となっている。但し原告商品及び原告グループ会社のBroad WiMAXのボタンについてはアフィリエイトリンクの設定がなく単なる公式サイトへのリンクとなっている。

3. 3 本事案での当事者の主張

本事案では、原告X社が、令和3年に、被告Y氏のアフィリエイト広告が信用毀損行為に該当するとして訴訟提起し、令和4年3月4日付けで判決言渡がなされた（令和3年（ワ）第3824号 損害賠償請求事件）。

当事者間で争いのない事実としては、本件サイトに記載の商品夫々がWiMAX端末であるところ、原告商品のみがモバイルWi-Fi端末であってWiMAX端末でない。WiMAX端末は、Wi-Fi端末の一種であるが、UQコミュニケーションズが提供するインフラ及び端末を利用するものであり、同一機種の通信速度やサービスは基本的に同一である。これに対してモバイルWi-Fi端末は、通信会社夫々で提供され、通信会社に応じて通信速度や費用等が異なる。

第一 競争関係の有無

原告X社) 本件サイトはいわゆるアフィリエイトサイトであるが、原告商品及び原告グループ会社のBroad WiMAXについてのみアフィリエイトリンクが設定されていない。原告商品は、ランキング上位のWiMAX端末の優位性を際立たせる目的であえて掲載されている。被告Y氏は、かかるサイトを用いて、原告商品の評価を下げることでその他のWiMAX端末の売上げを向上させ、その結果不当な利益を得ようとするアフィリエイトであり「競争関係」を有する、と主張する。

被告Y氏) 本件サイトに「WiMAX端末に比べ超コンパクト…」「WiMAXのような繋がりにくさがなく…」等の原告商品の長所を記載し、原告の公式サイトへのリンクも記載している。またアフィリエイトリンクを設定した商品を公式サイトから契約することを強く推奨する文章を特に記載していない。依って原告と被告との間に「競争関係」は存在しない、と主張する。

第二 虚偽の事実の該当性

原告X社) 原告商品がWiMAX端末でないにもかかわらず、本件サイトには「WiMAX超比較…」「WiMAX一覧表」等が記載され、原告商品がWiMAX端末としてその他のWiMAX端末と比較されている。依って「虚偽の事実」の告知である、と主張する。

また当該成立要件については一般の閲覧者の受ける印象に基づき判断すべきであるところ、とくとくBBの支払総額に比べて原告商品の支払総額が5万円程高いように記述されており、とくとくBBが安いとの印象を閲覧者に与えている。仮に本件サイトの全体を閲覧しても規格の違いに注意が向かず、上記の印象しか残らない、と主張する。

被告Y氏) モバイルWi-Fi端末である原告商品と、モバイルWi-Fi端末の一種であるWiMAX端末とを比較することに問題はない。

また本件サイトには原告商品について「モバイルWi-Fiルータ!」と明記し、「WiMAX端末に比べ超コンパクト…」「WiMAXのような繋がりにくさがなく…」等と、原告商品をWiMAXと区別した上で長所を指摘している。依って「WiMAX超比較…」「WiMAX一覧表」等の記載は虚偽ではない、と主張する。

また仮に「WiMAX等超比較…」「WiMAX等一覧表」等と記載しても、原告商品に対する評価やランキングが変わるものでない、と主張する。

第三 営業上の信用を害する

原告X社) 本件サイトに接した閲覧者に対し、とくとくBBの支払総額に比べて原告商品の支払総額が5万円程高く、際立って高額な印象を与えている。本件サイトが、まさにそのような印象を与えるために、WiMAX端末でない原告商品を記載し、原告の営業上の信用を害している、と主張する。

原告商品を検索して本件サイトにたどり着いた閲覧者が、上記の印象を受けることで、結果的にとくとくBBを選ぶなど、潜在的な顧客の離脱を招く結果になる、と主

張する。

被告Y氏) 本件サイトには被告の主観的評価として、被告が実施した調査に基づきランク付けを記載している。一般の閲覧者は、被告の意見が、直ちに万人に当てはまるものでないことを当然に理解している。原告の営業上の信用は、被告の主観的な意見の表明により、害されない、と主張する。

また他社の商品より相対的に低い評価を受けたことでランキングサイトが不正競争防止法2条1項21号に該当するのならば、一切のランキングサイトを運営することができなくなり、不当な結果を招来する、と主張する。

寧ろ、WiMAXの購入や貸与を検討する顧客層の関心を原告商品に向けることに寄与した、と主張する。

4 裁判所の判断

第一について

不正競争防止法2条1項21号の「競争関係」とは、商品販売上の具体的な競争関係に限定されず、他社の競争上の地位を低下させることで不当な利益を得る場合を含む。

本件では、被告Y氏は、原告商品の競合商品を販売する競争事業者でなく、単なるアフィリエイトである。しかしながら、被告Y氏は、本件サイトの閲覧者が、原告商品を契約した場合には何らの経済的利益が得られないのに対し、原告商品及びBroad WiMAXを除くWiMAX商品と契約した場合にはアフィリエイト報酬を得ることができる。被告は、原告の競争上の地位を低下させることで不当な利益を得ることができる関係にある。

依って被告と原告との間に「競争関係」がある、とした。

第二について

本件サイトは、見出しが「初めてでも大丈夫!…」とされ、文章中にWiMAXとWi-Fiルータとの異同や通信規格の相違等に関する専門的な記述がないことから、上記の予備的知識を有していない者を主たる閲覧者とする。本件サイトは、初めてでもわかるWiMAX超比較…」という見出しに続き、「騙されるな!!…WiMAX超比較」「徹底超比較!WiMAX一覧表」等が記載され、WiMAXでない原告商品がランキング表の最下位に掲載されていることから、これに接した閲覧者に、原告商品がWiMAXであると認識させる意図が明らかである。

依って被告が「WiMAX 8社」等と記載した上でランキング表に原告商品を含めた行為は、虚偽の事実の告知に該当する、とした。

なお被告の「原告商品をWiMAXと区別する長所を指摘する」という主張については、原告商品を最下位とするランキング表が、全17頁程度の本件サイトの3頁目辺りに表示されているのに対し、被告指摘の箇所が、15頁目辺りに表示されており

、閲覧者がランキング表で最下位の原告商品に興味を持ち、被告指摘の箇所まで長々とスクロール操作をするとは言い難い。

また被告指摘の箇所は、全17頁程度の本件サイトで僅かな一部にすぎず、本件サイトの冒頭で多数の「WiMAX」との記載に接した閲覧者の誤解を直ちに解き得るものでない、とした。

第三について

本件サイトの閲覧者は、本件サイトの記載から、原告商品が、最新機種に対応していないにもかかわらず、支払総額が最安値の商品より5万円程高額であると認識する。依って、かかる虚偽の事実の告知は、原告商品の市場価値を明らかに低下させるものであり、原告の営業上の信用を害するものである、とした。

なお被告の「主観的な意見にすぎない」という主張については、ランキング表が、最新機種の有無や支払総額等の客観的な基準に基づき順位付けされており、被告個人の主観的な意見や感想に基づくものと理解される合理的な理由はない。

また被告の「ランキングサイトを運営することができない」との主張については、本件サイトのランキング表が、WiMAXでない原告商品をWiMAX端末と比較しており明らかに不公正であり、上記の主張で左右されるものでない、とした。

また被告の「WiMAXの購入や貸与を検討する顧客層の関心を原告商品に向けることに寄与した」という主張については、仮にそのような顧客層が存在したとしても、原告商品を最下位とする評価が不公正な方法であり、上記の主張で左右されるものでない、とした。

5 本事案から学ぶこと

第一に他人の競争上の地位を低下させることでアフィリエイトが不当な利益を得る構成を避けるべきである。広告主商品の優位性を他社商品との比較を通じて宣伝することは避けるべきであり、少なくとも比較に関する記述内にアフィリエイトリンクを設定すべきでない。

第二に広告主商品や他社商品の属性を偽るような記述を避けなければならない。当該記述に接する閲覧者の立場に立って慎重に確認すべきである。

第三に広告主以外の他社商品の評価を貶めるような記述を避けなければならない。

アフィリエイト広告については、上記の不正競争防止法のほか「景品表示法」「特定商取引法」「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品について安全性と、体への有効性を確保するための法律」などで規制されるおそれがあり、手軽なビジネスではない。

以上